別記第11号様式（第14条第2項関係）

多古町良質米保持事業補助金返還請求通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

多古町長

　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　号をもって既に交付した多古町良質米保持事業補助金について、多古町良質米保持事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

1　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

2　既交付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

3　返還すべき金額　　　　　　　　　　　　　　　円

4　返還期限日　　　　　　　　　年　　月　　日まで

5　返還方法

6　返還理由

注

1　この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内

に町長に異議申し立てをすることができます。

2　この決定の取消を求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に多古町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消を求める訴えを提起することができなくなります。